

風連町・名寄市合併協議会
第1回 自治組織検討委員会

日 時 平成16年8月16日(月)
午後1時30分～
会 場 名寄市民文化センター視聴覚室

1. 開 会

石王事務局長：協議会事務局長の石王でございます。

本日は、大変お忙しい中、小委員会にお集まりをいただきましてありがとうございます。

今日ご案内をさせていただきました自治組織検討委員会につきましては、さきの協議会におきまして、委員会を設置しようということございまして、小委員会規約の中にも必要に応じて委員会を立ち上げるという項がございます。それぞれ新市建設委員会から5名、それと基本項目委員会の方から5名と、それに幹事長、副幹事長が入るということのご案内を差し上げたところでございます。

ただいまから、風連町、名寄市合併協議会第1回自治組織検討委員会を開催させていただきたいと思っております。

開会並びに司会の方を、今幹事長の方をお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

今幹事長：大変ご苦労さまでございます。座ったままで失礼をさせていただきます。

今、司会の石王事務局長からお話がありましたとおりの経過を経まして、本日の第1回自治組織検討委員会を開催する運びとなりました。

前段は、私の方で進めさせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

ひとつには、これからこの会議をどう進めるかということが1点、2の会議の進め方という項の中です。同じく会議の進め方の中で、この委員会としての役員構成をどうするかと、この2点をまずご協議いただきまして、続きまして、その決まった役員体制の中で3以降の取り仕切りをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

まずもって、事務局からの説明でありますけれども、今後の会議の進め方といいますか、この会議をどういうふうに位置づけるかということも含めまして、資料により説明をいたします。よろしく申し上げます。

2. 会議の進め方

久保事務局参事：事務局の久保です。

私の方から、今後の会議の進め方ということで、資料の一番末尾に資料4ということでフ

ロー図をつけてございます。説明をさせていただきたいと思います。さきの双方の小委員会の折にも説明させていただきましたが、改めて説明をさせていただきたいと思います。

自治組織検討委員会の設置ということで、今日第1回の自治組織の検討委員会を開催するということございまして、ここには風連町、あるいは名寄市が検討いたしました自治組織の設置案をもって臨むということでございます。これをもとにそれぞれ原案を作成いたしまして、住民の説明会に臨もうというものでございます。住民の方々からご意見を受けまして、第2回目の自治組織の検討委員会を開催してまいりたいということでございます。

以降、これらの検討委員会を踏まえまして、それぞれの小委員会にご報告を申し上げ、ご審議をいただき、そしてまた、合併協議会の中でご確認をいただくという運びでございます。

進め方については、以上でございます。

今幹事長：今、事務局の方から説明がありましたけれども、この検討委員会の進め方、一番最後のページのフロー図に基づいての説明であります。原案作成をしまして、さらにまた、住民からご意見をいただいて検討し、その案に基づきまして両小委員会において成文案化しまして合併協議会で決定をすると、こういう手順となっておりますが、何か皆様方からご質問やご意見いただきたいと思います。

(「なし」の声)

今幹事長：よろしいですか。それでは、こういう進めでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に同じ進め方で、この委員会の役員なのでありますけれども、一応きちんとした委員会ということでございますので、役員構成をいたしたいというふうに思っております。役員構成は、委員長、副委員長と、この2名を選出したいと思っておりますが、どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

福光委員：事務局で原案があればお知らせいただいでそれを検討してはどうでしょうか。

今幹事長：事務局の原案を発表せよと、こういうことですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

今幹事長：では、ちょっとお待ちになってください。

それでは、表紙の裏のページに委員さんの名簿を記載してございまして、今、副幹事長、そして事務局と相談をさせていただきまして、両委員会からそれぞれ1名ずつ選んでいただくということを基本にいたしました。それで、この自治組織の検討は、主に新市建設委員会の方が中心でございまして、新市建設委員会から委員長さんを、そして、基本項目検討委員会から副委員長さんをとということで、建設委員会からは川村委員さんに委員長さんをやっただき、基本項目の方からは斉藤委員さんに副委員長さんをやっただきということ

どうでしょうかということでございますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

今幹事長：それでは、ぜひ川村委員長さん、斉藤副委員長さんということでお願いをしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、早速、両委員長さん、副委員長さんには、席についていただきまして、進めをお願いしたいと思います。

委員長さん、副委員長さんからそれぞれ一言ずつごあいさつをいただき、委員長さんのさばきで、3以降の議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

川村委員長：川村でございます。

打ち合わせもなく、委員長という発言ができないのではないかとこのふうに思っています、ともかく名寄市と風連町で、ある意味ではいろんな意見の異なることもある、このテーマでございますので、本当に新しい市にスムーズに移行ができますように、真剣な議論を通じてしっかりしたお互いの自治組織のあり方を考えていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいいたします。

斉藤副委員長：名寄の斉藤でございます。

今、委員長さんもお話がありましたように、合併のひとつの大きな柱でなかるうかと、こういうふう思うだけに、皆さん方に期待にこたえられる案ができればと、こういうふう思っておりますので、皆さん方の活発な意見を積極的に受けとめまして、委員長ともども進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3. 地域自治組織導入及び法改正の背景について

川村委員長：それでは、早速でございますが、3番目の地域自治組織導入及び法改正の背景についてということで、事務局の方からご説明をいただけるのでしょうか。お願いいいたします。

久保事務局参事：事務局の久保です。

資料1ということで、A3版の縦長の資料、大変文字が小さくて恐縮ですけれども、この資料に沿ってそれぞれ説明をさせていただきたいと思います。

まず地域自治組織導入の背景ということでございますけれども、左側の方に縦長で資料整理をさせていただきました。読み上げます。2市町間における確認事項でございます。風連町と名寄市はということで、これは3月の20日に両首長が確認した事項でございます、これを基本に、双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択するものとして確認し合ったということでございます。

選択する自治組織として、風連町は合併特例区、名寄市は地域自治区ということでござい

ます。

次の段でありますけれども、法改正等の背景ということございまして、改正特例法となっておりますが、正式にはそこに記載のとおり「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」を「改正特例法」と呼んでおります。これにつきましては、本年5月に公布をされまして、それぞれ改正になったということでございます。

また、改正自治法でございますが、「地方自治法の一部を改正する法律」でございまして、これも同日で改正をされたということでございます。この内容につきましては、恐縮ですが、1枚資料をめぐっていただきますと、資料2が「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」でございます。もう2枚はぐっていただきますと、「地方自治法の一部を改正する法律」についてということで、それぞれ法律の概要について触れております。

内容につきましては、後程制度の概要の中でそれぞれ法律を踏まえた説明をしてみたいと思いますので、この段階では法律改正があったというふうにとどめて説明をしておきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長：ありがとうございました。

それでは、今の中で、法改正の背景というところには触れたんですか。ご説明いただいたのでしょうか。

久保事務局参事：それでは、制度の概要と重なるものですから、進め方の方でよろしければそちらの方に入らせてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

4. 地域自治組織の制度概要について

久保事務局参事：恐縮です。議案の整頓がちょっとままならなくて申しわけございません。

それでは、地域自治組織の概要というところでございますが、ここでは、風連町の選択する制度の概要と名寄市の選択する制度の概要ということで、それぞれ法律に基づいて整頓したものでございます。比較をしながら説明をしてみたいと思います。

設置につきましては、合併特例区というのは、合併特例法、改正特例法でございますし、地域自治区と記載されておりますのは、自治法改正に伴う地域自治区ということで、まず基本に置いていただきたいと思います。

次に区域であります。合併協議で期間、区域、規約等を定め、合併日に成立するというものでございます。これが合併特例区です。地域自治区は、新市の条例でその区域を分けて定め、区域ごとに設置するというものでございます。

次に設置根拠であります。改正特例法で規約で定めるのが合併特例区です。ここでは、

名称から区域、それぞれそこに記載のとおり定めなければなりません。これに比較いたしまして、地域自治区では、改正自治法に定めのあるものでございますので、条例で規定をしていくというものでございます。設置の期間の制限はございません。

また、事務所でございますが、合併特例区は必置であります。後ほど説明をしてみたいと思いますが、これは特別地方公共団体という位置づけでございますので、事務所は置かなければいけません。一方、地域自治区では事務所を置くものとし、事務所の位置、名称、所管区域は条例で定めるといふようになってございます。これは自治法の定めでございます。

それから、長ということでございますけれども、合併特例区では、被選挙権を有する者のうちから新市長が選任するというものであります。任期については、2年以内ということで、これは法律で定めがありますし、新市の助役と兼職可能でありますし、また、事務所の長との兼職も可能であるということでございます。また、この長につきましては、特別職ということでございまして、特例区を代表し事務を総理するというものであります。

3つ目、条例、規約に違反しない範囲で規則を制定することができるということでございます。これに比較いたしまして、地域自治区は事務吏員をもって充てるというふうに法律で規定されております。これらが主な制度的な違いでございます。

次に協議会でございますが、協議会の名称でありますけれども、合併特例区協議会というふうな位置づけでございますし、もう一つは、地域協議会というふうに位置づけております。

構成員につきましては、若干表現のニュアンスが違っておりまして、合併特例区につきましては、そこに記載のとおり、区域内に住所を有し被選挙権を有する者のうちから、新市長が規約に定める方法で選任するというものです。地域協議会につきましては、区域内に住所を有する者の内から新市長が選任すると、法律の中にはこの被選挙権という部分がうたわれておりません。これが違いかなと思います。

次に、構成員の任期であります。合併特例区では、規約で定める期間2年以内というふうになってございます。地域協議会では、条例の定める期間ということで、4年以内と規定されております。

次に報酬でありますけれども、合併特例区では、報酬を支給しないとすることが可能であると。これに比較いたしまして、地域自治区では、原則無報酬ということでございます。

次に、正副会長は、双方置くというものであります。選任の方法につきましては、合併特例区は規約で、地域自治区は条例でというものであります。

正副の任期であります。それぞれ協議会の構成員と同様ということに規定されております。正副の任務につきましては、特例区協議会の事務を掌理し、協議会を代表するというのが合併特例区の方の任務であります。地域自治区の方の任務につきましては、会長は地域協議会の事務を掌理し、協議会を代表、副会長は職務を代理するというふうに規定されております。

次に、区の権能ということで、これは合併特例区の方でありますけれども、特例区の権限ということで、規約で定める事務処理ということになります。ただしということで、

、 ございますが、法・政省令に定めるものは除かれると。次に、新市に処理義務が課せられ、処理権能の認められている事務はできないというものであります。4つ目、議会・行政委員会は設置されないというものであります。区の権能としては、規約で定める事務処理ができるというものであります。

次に、協議会の権限でありますけれども、双方とも類似しておりますけれども、まず合併特例区が処理する事務及び地域振興施策、区域に係る新市の事務について、新市の長、その他の機関というのは教育委員会とか農業委員会を指すと思いますが、もしくは特例区の長からの諮問事項、そして、必要事項について審議し意見を述べることができるということでございます。

次に2番目ですけれども、区域に係る重要事項の決定、変更の際は、協議会の意見を聞かなければいけないということでございます。3つ目には、上記の 、 に関して、新市は適切な措置を講じなければならないというふうに規定されております。

地域自治区につきましても、似たような表現でそこに記載のとおりでございますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

その他ということで、これは特例区の制度の内容のあらましでございますが、11点ほどございますけれども、それぞれ説明させていただきたいと思っております。

1番目、特例区の職員は、新市職員の内から新市長の同意を得て特例区の長が命じるというものです。

2つ目、規則で特例区の休日を定める。

3つ目、長は特例区予算、補正予算、一定期間内の暫定予算を作成するというものであります。

4つ目、予算は特例区協議会の同意、新市長の承認を要するというものであります。

5つ目、長期借入金や債券発行はできません。

6つ目、会計事務は、特例区の長が行うということでありまして、指定金融機関を指定も可能であるということです。

7番目、決算は新市の監査の審査・意見を付して特例区協議会が認定に付すというものでございます。

8つ目、新市における予算措置をするというふうになってございます。

9つ目ですけれども、規約で公の施設の設置、規則で施設管理をするというふうになってございます。

10番目、特例区の解散は、設置期間の満了と、あるいは新市の境界の変更や廃置分合、合併等々のあったときというふうになってございます。

最後でございますが、ちょっとゴシック体で表現してございますけれども、特例区の名称を冠するというので、これは住居表示の部分の指しております。

以上が、制度的な説明で、法改正のあったものをここに記載をして整理をさせていただきました。説明は以上でございます。

川村委員長：関連もありますから、一気に説明だけでしていただいて、総体でまた。

5．風連町・名寄市における地域自治組織の考え方の概要

久保事務局参事：それでは、自治組織制度の概要という部分で、風連町、名寄市の考え方のあらましについて整理をさせていただいたものでございます。先ほど私が説明した制度の概要に沿いまして、それぞれ考え方を整理して記載してございますので、説明をさせていただきます。

設置期間及び区域につきましては、合併特例区については、合併の日から5年間ということで、区域は風連町の区域ということであります。名寄市の地域自治区の考え方がありますが、期間を定めないと。自治区につきましては、名寄市内小学校単位7カ所を予定するというものでございます。

次に、協議会の構成及びそれぞれの区の長でありますけれども、合併特例区では、住民組織の代表や公の団体の代表により構成しようというものです。また、区の長につきましては特別職ということで、括弧書きで新市の助役というふうに想定をしているということでございます。名寄市の考え方でございますが、協議会の構成につきましては、区域、町内会等の代表、あるいは区の長は一般職員ということであります。

事務所及び行う事務であります。合併特例区では、先ほど説明いたしました規約で定められた合併特例区の事務を処理するというものであります。事務所でございますが、現在の風連町役場に置くということです。事務的に考えられる主なものということで、単費に限るというふうなことを表現してございますけれども、例といたしましては、コミュニティー関係施設の管理、都市交流、住民との協働事業ということ、河川愛護とかそのことを指していますが、そういうもの、あるいはNPO、文化財、郷土芸能など地域特性を有している事業、また、特化して行うことが地域発展に期すると思われるものということにまとめております。これは概要であります。地域自治区につきましては、地域協議会の事務を処理するというものでありまして、智恵文は現在の支所に、そのほかは現在の市役所に事務所を置くという考え方でございます。

予算の編成であります。合併特例区につきましては、新市により措置された予算をもとに独自予算を編成するというふうになってございまして、特例区、協議会の同意と新市長の承認が必要であるというものであります。

6．将来の自治の姿について

久保事務局参事：続いて下段の方に、自治確立への方向性と将来の姿ということで記載をさせていただきますが、風連町が選択した合併特例区の5カ年は、緩やかな合併及び一体化までの不一致課題の整理、自治法自治区への移行準備期間として位置づけ、第3次の総合計画完了年次、これは平成22年度までですけれども、地域課題の解決、現有の行財政の改革推進計画の掲げている住民関係組織の再編及び統合、委託化などを効率的な行政執行

等に精力的に取り組むというものであります。

名寄市が選択している自治法自治区は、自治的住民組織の構築、住民活動の高揚、参画と協働を基本としたまちづくりを推進することを掲げ、新市において条例で定めることとしています。特に、新市の総合計画では、住民参画による住民自治のあり方、住民と行政との協働、パートナーシップですけれども、これらについて、策定段階から参画と協働を主軸として着手し、合併協議で確認されている自治基本条例、仮称でありますけれども、これらを制定するものとするというものであります。

また、自治区を中心とした住民自治の推進、参画と協働社会の構築に向け、地域協議会の果たす役割は大きいというもので、当面は名寄区域7カ所での自治区の設置、自治区の運営及び諸活動を推進し、6年後、特例期間の満了後でございますけれども、以降の互いの自治区の特性を活かし、文字どおり住民が主役の新市の自治確立を目指すこととするというのが、将来に向けた方向性ということでございます。

説明は、以上でございます。

川村委員長：今、ご説明をいただいたわけですが、まず、ここまでで総体的な流れのご説明をいただきましたが、一番最後の方には、6年目以降をも視野に入れた一つの姿を説明いただいたわけですが、ここまでで何かご質問なりご意見なりいただきたいと思っております。

どうぞ。

福光委員：名寄の福光です。幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、地域自治組織の概要欄ですけれども、町の部分ですね。被選挙権を有する者のうちから、新市長が選任ということですが、任期2年、ここで新市の助役と兼職ができる、事務所長と兼職ができるということですが、そうすると、例えばどちらが先に任命するのかわかりませんが、例えば新市長が助役を選任した後、この合併特例区の長を新市長がその者を選ぶということですが、任期がちょっとずれてしまうのだけれども、それはそれで助役を選任すれば、首長、これは任期があつてないようなものですが、首長が選任した場合、首長の在任期間中ということであれば4年ということになりますけれども、それも首長のいわゆる考え方によっては、任期満了しないうちに助役を更迭するということができますよね。そういう場合、どういうことになるのかなというふうに思うんですけれども、ちょっとそのあたりをまずお聞かせをいただきたいこと。

それから、その他のところですが、予算・決算で、これはいわゆる合併特例区の予算と、それから、それ以外の旧風連町の部分でいえば、名寄市にひとつになるわけですが、名寄市の予算というか、新市の予算と重なり合うということも当然あるんだろうと思うんですけれども、そうなってくると、いわゆる予算は特例区の予算をつくり、しかし、新市の予算では風連区域も入れたいいわゆる新市の予算というか、そういうような予算の作成の

仕方という形になって、監査をする場合、いわゆる二本立てで監査をしなければならないのかどうか、そのあたりのところをちょっと教えていただきたいと思います。

川村委員長：今、大きく2点ありましたが。

久保事務局参事：まず簡単な方から回答させていただきたいと思います。

まず予算の関係ですけれども、監査の方につきましては、新市の監査と、それから特例区の監査、それぞれ行っていただくという仕組みでございます。というのは、どちらも法人格を持っておりまして、予算の執行権があるということでございますので、そういう運びになるのかというふうに思います。

それから、次に助役の兼任の考え方ということでありますが、まずどちらを先にという話でありますけれども、基本的には特別職の長を置くということがまず基本になるのかなというふうに思います。その長が助役と兼ねることができる、もしくは、例えば合併特例区の事務所が新市の事務所の事務所長と兼職も可能だということなので、順番としては、合併特例区の長を決めるというのが順番かなと。その決めるに当たって、新市長は、助役と兼掌させることができるということでございますから、助役をもって充てるということも可能なのかと。そういう解釈をしていく必要があるように思います。解釈の仕方が間違っていれば、正副幹事長の方で補っていただきたいと思います。

川村委員長：もう一つ、任期のことについてはどうですか、先ほど。

今幹事長：ちょっといいですか。補足のようにして説明させていただきますけれども、最初の予算・決算は、このページのその他の欄の、決算は新市の監査の審査・意見を受け、特例区協議会が認定をすると、こういうふうになっていきますので、先ほど久保参事の方から話したとおり、監査は新市全体の中でやりますし、監査委員さんがやりますよと。その意見を継いで、特例区の協議会が認定をすることになりますと、こういうような仕組みになっております。

それから、もう少し言いますと、この財源の出し方をどうするかということで、まだはっきりしておりません。新市の一般会計の中から当然特例区の財源を出さなければならないと思います。それを負担金で出すのかあるいは補助金で出すのかと、いろいろ手法はあると思いますけれども、これはもう少し勉強させていただきたいと思います。いずれにしても、新市の予算書の中に特例区の事業予算として事細かに書かれないなというふうに、今のところ判断しておりますけれども、予算を組む段階では、当然積み上げ方式ですから、こういう事業に対してこれだけ予算がかかると、こういうふうに組み込まれていくと。そして、予算書になりますと、ここのところはこれから議会の進め方にもよりますけれども、今言ったように財源の現し方をどういうふうにしていくかということになってくると思っております。

それからもう一つ、特例区の長と、それから助役を併任させる場合の任期との関係でありますけれども、これは当然2年以内の任期でありますから、しかも新市の市長が選任をしますと、こういうふうになっておりますので、2年以内に新市の長が助役を、この例でいきますと選任をしていくと。そして、助役の任期は4年ありますから、それは途中で1回変わっても同じ人を現実的には選任をしていくことになるのではないかというふうに思っています。先ほど、福光委員からあった合併特例区の長を新市の長が更迭をするという事態は、現実的によほど事件が起こさない限りあり得ないのではないかというふうに考えておりますが。

川村委員長：ほかに何かございませんでしょうか。

小野寺委員：小野寺でございます。

今の件で、ちょっとくだいような質問になるのかもしれませんが、今説明を受けたところでは、その特例区の長の問題ですが、ということになりますと、助役が2名ということも考えられるということですか。そうですね。特例区の長が助役も兼務することができるということになりますと、1名でも構いませんけれども、それは2名ということもあり得るということですね。

今幹事長：先に示しました市の事務所の位置の問題で、具体的な機構をどうするかということを出した方がわかりやすいということを出しました。そのときには、助役2名を置くと、風連担当副市長、名寄担当副市長というふうに置いて、組織の効率的な運営を図っていた方がいいのではないかと。それで、風連担当の副市長、助役でありますけれども、それは風連合併特例区の区長になるという図式を描いているということでもあります。

川村委員長：ほかに何かございますか。

齊藤副委員長：齊藤ですが、この合併特例区協議会の性格といいますか、先ほど久保事務局の方からは、法人格を持ったと、こういうふうな発言なんですけれども、これは特定の決めというのが、性格といいますか、それはどういうふうになっているのかですね。すなわち、法人格を持って、そういうふうな決めを求めていくという内容なのか。それが無いとこういうふうな形がつかれないのか。

実際に法人格をつくりますと、いろいろな事務的な作業、あるいはまた実際に5年間が終わりますと、そのときに解散といいますか、またいろいろな手続と、こういうふうなことがあるわけなんですけれども、非常にこれが大きな内容ですと必要あるかと思っておりますけれども、今、説明された内容を見ておりますと、非常にこれは限定される可能性があるなという気がするものですから、そういう面では、一つは経費なども含めて考えていった場合に、ど

ういうふうにそこら辺を考えておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

今幹事長：先ほど法律改正の背景というところで、説明十分でなかったかもしれませんがけれども、認識としましては、合併した際に合併したお互いの区域の中での一定期間、旧町村のいいところという語弊ありますけれども、性格をきちっと保っておだやかな合併をしていこうと、こういうような趣旨で自治組織というのが認められました。法人格にするか、あるいは3タイプあるうちのどれにするかということについては、それぞれ特徴があるのでありますけれども、その地域のまとまりを一定期間どうつくって新市へ移行していくかということが一番きちっとしているのが法人格を持った合併特例区と、こういうふうに判断しております。それだけに、手続も合併協議の中できちんと規約に定めて、知事に申請をし知事に許可を受けて合併特例区をつくと、こういうふうになっておりますから、解散するときも、やはりまた同じような手続が必要だということになると思います。

そのほかは、新市の条例で制定をできると、こういうふうになっておりますから、ある意味では法人格を持った地域自治組織というのが最も確立をされたといえますか、そういう自治組織だなというふうに、私も受けとめております。それだけに、やはりこの書類を見てわかるとおり、特に予算決算の段階と、それから、地域協議会との関係につきましては、合併特例区の予算は地域協議会の中で決めると、認定すると、こういうようなことなども含めまして、ひとつの法人格の性格をそこにあらわさせてもらっているということでありまして、斉藤委員からお話がありました手続の問題で言いますと、独立した法人格を持つということでもありますから、それなりに手続的には多くなるということは否めないことではないかというふうに思っております。

斉藤副委員長：法人格というふうに、これはなっているということですね。その確認だけです。

福光委員：福光です。

自治組織制度の概要の中で、先ほど助役が特例区の予算をどういうふうな出し方にするかまだ決めていないという話でしたけれども、そのあたりがちょっと大事なところなので、住民説明会やるのにも、そこが大事なのではないかと思うんですけども、例えば特例区で定められた事務を処理するための費用を予算として出すのか、それ以外、その特例区にかかわる定められた事務以外のことにしても、予算財源を特例区に出すのか。そのあたりがどうも見えないので、ちょっと教えていただきたいのと、それから、協議会の、合併特例区の協議会あるいは地域協議会もそうですけれども、報酬を支給しないことが可能ということは、支給することもできる、支給することが合併特例区の場合は原則なのかなとも思いますし、また地域自治区についても、原則無報酬ということは、出すこともできると解釈していいのか、そうなれば、どういうことになるのかなと、ちょっとそのあたりのところがよくわから

ないのでそのところご説明をいただきたいと思います。

川村委員長：はい、どうぞ。

久保事務局参事：それでは、特例区の予算の関係でありますけれども、これにつきましては、特例区の運営、あるいは事務、総体の予算を措置するという考え方であります。

それから、報酬につきましては、地域自治区の報酬につきましては、原則無報酬という表現であります。合併特例区につきましては、無報酬とすることができるということです。あわせて地域自治区の方につきましては、このたびの国会の決議で、特に地域自治区については、住民自治を高揚させるというひとつの手段であることから、無報酬とするという附帯決議がされていると。ただし合併特例区に関する決議ではないというふうに、事務的には説明させていただきたいと思います。それでそういう表現に変わっているとお考えをいただければと思います。

福光委員：そうしますと、予算の編成の場合、例えば特例区協議会でその特例区ではこういうような予算が必要だというふうに要求を上げるということになるんだろうと思うのですね。そうすると、それを新市の長が査定する形になるのだろうと思うんですが、いわゆる事業費と需用費とあると思うのですけれども、それらを含めていわゆるつかみでというかな、そういうような形で特例区の部分予算を決めるというふうに考えてよろしいんですか。

それから、協議会の報酬のことについてなんですけれども、原則無報酬というのは、じゃあ、出してもらえるんだろうという考え方にも立つのだろうし、支給しないことが可能だというのだったら、支給することも可能なんだろうというような要求のされ方もあるのだろうと思うんですけれども、そのあたり、そういったあいまいでいいのかどうか。考え方として、きちっと例えば特例区の場合は報酬を出す、あるいは地域自治区の場合は出さないとかというようなことをはっきりさせる必要があるのではないかと思うんですけれども、そのあたりの考え方はどうなのか。

今幹事長：まず、予算ですけれども、これはこの表の中の区の権能というところで、特例区の権限、規約で定める事務処理ということでありまして。したがって、規約を決める時点、つまり17年の3月まで議決をするわけでありましてけれども、その時点まで特例区では何をするかということを決めなければなりません。これとこれとを事務処理しますと、事務処理も、それ以下、に書いてあるとおり制限がございます。したがって、これにもとづいてやる事業について予算をつけると、こういうことになってくると思っております。そうでないと予算としてはきちんと根拠を持ってませんので、予算根拠をここでやる仕事についてつけるということになると思います。

それで、そのほかの政策予算はどうかということになりますが、それは新市のレベル

の予算になるというふうに思っておりますので、特例区という予算ではなくて、新しい市の中で風連地域全体に、あるいは名寄地域全体にどういう政策を展開するかという政策予算になっていくだろうというふうに思っておりますから、そのところはやはり新市の市長と新市の議会との関係になってくるだろうというふうに思っております。

したがって、予算書にあくまでも掲載をされるのは、先ほど言いましたように財源をどういうふうに出すかというのはまだはっきりしませんけれども、あくまでも特例区の本一本の事業を積算しての予算になるだろうと、こういうふうに今の段階で判断をしております。

それから、報酬でありますけれども、非常にややこしく表現しておりますが、このところはやっぱり法人格を持つということを尊重した表現であります。法人格を持つということですから、報酬についてはここではっきり支給するもしないとも書いておりませんけれども、そのところは法人格を持つ法人として決めていただくと、こういうようなことでありまして、自治区の方は原則無報酬ですから、これは限りなく原則無報酬だと、こういうことで考えています。

ただ、ほかの市の附属委員会に対し報酬なんかが出されている場合がありますから、当然そことの比較検討も出てくるのではないかという意味で、原則というふうにならざるを得ないという状況で判断をしてもいいと私は考えております。

以上です。

福光委員：重ねてですけれども、そうしますと、いわゆる合併特例区の事業にかかわる予算、その予算を編成するのは合併特例区の協議会と理解してよろしいんですか。

今幹事長：予算については、ここに書いてありますとおり、その他のところに 予算は特例区協議会の同意、新市長の承認を要すると、こうなっておりますので、どの事業をするかということが決まりましたら、それに対する予算を、当然査定というものがあっても、基本的にはそのところの予算はこれこれこれだということで協議会の同意が必要だろうと。協議会でこれではとても同意できない、不同意だということになりましたら、もう一度やはり予算折衝という段階になってくるのではないかというふうに思いますけれども、そこまではきめ細かく書いておりませんけれども、形の上では予算の原案をつくり要求をする、それをフィードバックして協議会の中で、よし、これならいいだろうと、こういうふうな同意をもらおうと。そして、新市長は承認をして議会にそれを含めて提案をし、可決としていただいたら予算執行ということになるというふうに判断しています。

川村委員長：ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

小野寺委員：小野寺ですが、自治組織制度の概要のところ、事務所及び行う事務とい

うような中で、考えられる主な事務として、現風連町の政策として、例えばコミュニティー関係施設の運営管理、都市交流、住民との協働事業、NPO、文化財、郷土芸能など、地域特性を有している事業、または特化して行うことが地域発展に期すると思われるものというように書いてありますけれども、これがすべてなのか、一般的な事務というのをどのようにとらえているのか、そこら辺の見解についてお伺いしておきたいと思います。

久保事務局参事：合併特例区の手務という部分については、この特例法の制度の創設のときに、これも先ほど今助役の方から一定の期間というふうなことで設置をして、この間、特例区で行った方がいいだろうと思われる事業について実施すべきということで設置された制度でございますので、それに類するものがこの中に、これが例えばということでありますから、これがすべてということではなくて、むしろ今、事務事業の一元化だとか、あるいはこれから創成項目の中でそれぞれご議論いただきますけれども、新市で一体的にやらなければいけない事業が、むしろ風連町で今単独でやっている事業の中でも、仮にそういう事業が新市で全体的にやるというふうな方向性が出されれば、これは特例区の事業としてやる必要はないだろうということになりますので、主なものとして考えられるものを上げましたけれども、私どもの方で議論している大きなものといましては、一昨日ですけれども、風連ふるさとまつりということで、地域特性のあるような風舞あんどんという、そういうイベントだとか、あるいはコミュニティーも、風連の特性のあるコミュニティーに助成したり支援したり、そういうものだとか、あるいは河川愛護的なもので、歴史的にそういうふうになってきまして、むしろ風連の特性をあらわしてやった方がいいだろうと思われる事業、これらを特化して事業化していく必要があるんでないかということで、例えばでありまして、全部載せてございません。考えられる事業は結構ありますけれども、ここで頭出しをしてこういうものを想定したいというあらましで載せていただきましたので、まだまだありますし、ここで上げたものも全体的に新市でやるように変わる事業もあろうかと思いますが、その辺については、まだ整理ができていないというふうにお考えをいただきたいと思います。

以上です。

小野寺委員：小野寺ですが、そういうことになると、特例区というのは、特例区制度というのは、あくまでもその地域の発展にかかわる事業を中心にしてやると。一般的な例えば今までやっておられた住民票の交付であるとか、そういう作業は、どういうとらえ方をしているのか、この特例区の中でやっていこうとしているのか、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

久保事務局参事：大変説明が十分でなくて、申しわけないと思います。

合併特例区は、実はこの検討に入る前も一定程度検討委員会の中でも議論になったんですが、実は二枚看板を有しているということでもあります。ひとつには、市の仕事をする機構、

もうひとつには、合併特例区の仕事をする組織。例えば久保が新市の市長から総務課の任命を受けると。合併特例区の区長さんから、総務課の仕事のしなさいという、そういうふうに命じられると。職員としても二枚看板ということが考えられるということでもありますので、小野寺委員がおっしゃいました、例えば住民票の交付につきましては、これは基礎自治体が行うものですから、新市が行う事業ということで、それは新市の仮に風連事務所の例えば住民係が行うということで、特例区の仕事ではないというふうに区分をしていくということになります。

以上、説明に変えたいと思います。

川村委員長：堀江さん。

堀江委員：風連の堀江です。

まだまだ私も勉強不足で、どうもこの合併特例区というイメージが、完全にとにかく、ほとんどと言っていいほどイメージがまだわいてこないんですけども、今、久保事務局の方から、先ほどのあんどんまつりのことを例に出されて言われておりましたけれども、ただ、これ、特例区は合併の日から5年間ですよという日にちがあるわけですよ。その中で、じゃあ、6年後は、5年間は担保してあげましたよと、あなたにあんどんまつりは担保してあげましたよと、特別枠というか、予算づけはありましたよと。6年後は、もう外れたんだから予算はもうつけられませんということも、これはひとつの例ですけども、ということはある可能性というか、そういうこともあるんですか、具体的に言うと。

今幹事長：ものによってはそういうことはあり得るものもでございます。それは事務事業の一元化の中で恐らく整理されていくのだらうと。今、事務事業一元化の整理をしていますけれども、1年、2年のスパンで限ってやれるものと、7、8年のスパンでやれるものと出てきますので、将来は統合していきましようなんていう場合は、そういうことあり得るかもしれませぬです。

ただ、どうしてこの合併特例区を置くかということは、これはその地域の伝統や文化をそのまま残していこうということでもあります。それともうひとつは、住民自治をどう確立していくかということでもありますから、今までやっていた、特にコミュニティーの行事、ふるさとまつり、あんどんまつりの話をされたんですけども、それは一番わかりやすいんですけども、特に行政がやらなくても地域住民で十分でき得ると。あるいは行政との協働でもいいんですけども、そういうふうに5年間かかってきちっと確立していくと。それに対しては、ここでも言っていますように、新市の長は予算配慮しなさいということになりますから、このことが将来にわたってずっといいだらうということになると、当然予算措置なんかもされてくるだらうというふうに思っております。

したがって、この合併特例区の間、どうやはり住民自治としてそれらのことを確立して

いくかということにかかっているのではないかというふうに、私はそう解釈しております。

川村委員長：これ、合併特例区というのは、ある意味ではなじみのない概念でございます。今、二面性という言葉ではあったんですけども、これ、おわかりになりますかという失礼ですからあれですけども、新市の風連かどこかわかりませんが、新市の支所でもあり、合併特例区の事務所、役所がですね。区長さんは、特別職である支所長でもあり、特例区の区長っていうんですかね、そういう立場でもあるという二面性ということの解釈で、ちょっとややこしいんですけども。

富永委員：私、今、この委員会、選ばれてきましたけれども、一応、この基本的には合併特例区を主張したのは風連町サイドですよ。名寄さんもこれに同意をして一生懸命こうやって会議をしてくれているんですが、しかし、当初想定したより、特区構想というのは、どうやら何か中身が余りないじゃないかという意見もぼつぼつ出てはきているわけですよ。

したがって、今、ここで特区、特区と、特区をもう導入するという前提で議論されているのか。勉強会でいいんだよということであれば、勉強会という気持ちでお話を聞いていきたいなと思っているんですが、風連の、私は基本項目の方の委員ですけども、一般の市民から選ばれた委員さんなんかは、このことについてコンセンサスをまだ得たような議論をしておりますよね。議論、打ち合わせをしております。風連町としては、あわせて、こちらの別な堀江さんが委員長やっておられる方の委員会の議員さんとも、あるいは町の理事者とも、同じ合併委員会の風連町の代表の全体会議でも、この問題は名寄市さんと合併にいきましょうと、その中の条件の7項目のひとつですよと言って、箇条書きまでした項目ですから、いい加減なことではこれは矛先を納めるわけにはいかないだろうという、ちょっと身構えたところが僕はあるように受けとめているわけです、今までは。

ですから、名寄市さんにこの特区構想をしっかりとやってくださいよと言っていく背景というのは、風連町がもう少しこのことについて勉強して、統一見解を持つ必要があるんじゃないかということが私の見解なんです。ですから、今日、ここで何か決まったとしても、私は決定というふうには、持ち帰ってこのメンバーに属さない同じ委員会のメンバーにこれは報告できないだろうと思いますし、このことについて本当に残念なのは、議会議員の皆さんからも、我々に対してもそういう説明とか、まだ何の相談もないと。一度基本項目委員会で1回やりましたけれども、さほど具体的な中身のものがいないということの状況かなというふうに、今考えています。

それで、今、久保さんの方からいろいろ例題が上がりました。ふるさとまつり含めて、都市交流の関係、風連地域が今後も新市になっても、やっぱり地域としてのそういうコミュニティーであるとか、対外的な他町村、都市交流の問題ですとか、これはぶつ切り切るわけにはいかない問題があると思います。

ただ、これは特区でなくても、名寄市が風連町さんいいですよ、そういう地域のコミュニ

ティー十分やってください、応援しますよと言ってくれれば、5年が10年でも続くわけですよ。いたずらに法人格のややこしい知事に申請を出したり、国の許可をもらったり、5年でよくても、よかったら6年、10年、勝手にその法人格を有して延長してもいいんだよという前提があるのならやってもいいんですけども、どうもそうでもないらしいと。そうなってくると、あえて特区を用いなかったらやれないコミュニティーなのか、今、先ほどから例が上がっているような問題がですね。それはなくてもやれるんだよと、逆にない方が、もっと地域のことを地域で考えようというボランティアのグループを、行政が会議費ぐらい応援してあげればできるんだよと、一定の予算もいいですよという、新市が承認してもらえば、何も特区って大上段に構えてわかりづらいことを議論をしていいのかどうかというのは、個人的な私の意見ですけども、今、そういうふうに思っています。ですから、町民説明会をやるから急いで結論を出せと、今日もしもおっしゃられるのであれば、ちょっとそれは無理じゃないかというふうに冒頭に申し上げておいた方がいいかなと思ひまして、ちょっとマイクを持ちました。

川村委員長：これはご存じのように、基本合意、7つですね、その中からそれぞれの市町が自分の地域に一番いいと思われる方式をとろうということをございまして、その結果として、風連町はという、名寄市はということになった経過もございます。

今、富永委員にご指摘をいただいたのは、ある意味ではこの委員会のこれはかなり基本的なことかなというふうに判断もしますので、これについて違う角度でのご意見、あるいは同じ角度でも良いのですけれどもご意見をいただきたいと思ひます。

福光委員：今、富永委員から出された、風連と名寄とか、それぞれ形の変った自治区を設けるということについては、これは合併法定協を立ち上げるときの両首長の合意の一項がありますので、もうここで要らぬのではないかということにはなかなかならないのかとは思ひますけれども、しかし、今日のこの1回で粗々のところを決めて住民説明をするというのも、またせっかちではないのかと。

最後の資料4のところで発言をしないでそのまま終わったんですが、この自治組織検討委員会が2回で終わりにというのは、果たしてどうなのかなというふうに私も考えております。当然いわゆる法人格を有する地域自治区をつくるという風連側の考え方というものが、どういったことを求めているのかということもやっぱり一定程度明らかでないと思ひますし、富永委員のお話ですと十分な話し合いはまだしていないんだという話でしたけれども、そのあたり十分風連のいわゆる特例の自治組織をつくる側として、どういうことをやっていくのかという一定程度のものをやっぱり出す必要があるのではないかと思ひますね。出さなければ、またこの組織検討委員会あるいはそれぞれの小委員会で議論して決定ということにはならないのではないかなというふうに思ひますね。ですから、今日くぐって、もちろん住民説明会には粗々の説明をするんだろうと思ひますけれども、しかし、それでも

う決定したがごとく第2回でもう仕舞ってしまうというのはいかなのかというふうに私も考えております。

川村委員長：ほかの委員さん。
堀江さん。

堀江委員：今回のこの名寄市と風連町の合併問題が、話が出てから、私も地域の人たち、あるいは町内の人たちとの議論の経過の中で、住民がやはり一番この合併に関して、風連町の人たちが、私がですよ、私が話した限りにおいてよく出てくる言葉は、そんなに新しいまちができて新しい市が誕生したとしても、そんなにバラ色になるような夢を営々とあれもやってくれ、これもやってくれというような話はほとんど聞かれないわけですね。一番聞かれるのは、今まで住民の人たちが生活してきた様式だとか、先ほど言われたふるさとまつりも含めて、変わるという、今までの生活が変わるのかいと、そこはやはり一番恐れているところというか、興味の持たれているところであって、名寄市さんと合併しても昨日と同じような生活をしていけるということであればいいんでないというのが、私の住民の人たちの考え方の私が受けとめている今のところの感想なんです。

だから、そういう本当に小さい地域のお祭り・イベント、それとみんなでやっている公園というか、地域の会館周りのそういうボランティア活動とか、本当にここの議題にもならないようなことが、名寄市さんと合併することによってそういうものの今まで町から何千円かの補助金があったとか、ある場合もあるし全くのボランティアもありますけれども、そういうことが一変するということが、非常にやはり恐れていることであって、そんな新しいものを、特例区だからといって、新しいものが本当に出てくるなんていうことは私はないのかなというような気もしていますし、町民の人たちもそんなことは決して望んでいないことではないかなというふうに思いますから、富永委員さんが言われたように、非常に法人格を持てるからといって何なのだというような、大きく言ってしまうばですね、言われましてけれども、その辺のところで大上段に構えないでいくという形の中で自治組織というか、自治権を持つということの中では、決してこの法律がむだにならぬかなというような気もしないでもないなと思っているんですけれども。

意見になったのでしょうか。

川村委員長：上口さん、どうぞ。

上口委員：上口です。

私も勉強不足でどんなこと言うかわからないんですけれども、ここに来て、これやっぱり風連で一回相談すべきだったのかなというような、実際考えを持ったのが私も本音なんですけれども、この合併特例区と単なる自治区との関係で、特例区で法人格を持つということは、

私聞いた範囲内では、不動産を持つことが特権だというふうに聞いているんです。ですから、特例区で法人格を持って、風連それぞれの施設がありますからね、それを一応風連町の施設として持つことができるんだと思いますし、そのことによってそれにかかわる維持管理の関係だとか、そういったもろもろの財政的なものがあると思うんです。ですから、いや、合併したんだけど、やっぱりおれらはおれらで何ぼか使える金はあるんだぞというのが、どっちかといったらいい面になるのかなと思ったり。ですから、ちょっとした文化的なものとか、そういった活動だったら、市の中でもできるんでないかなというような感じはしますけれども。

そんな、意見になったかどうかはわかりませんが、そんな考えですけども。

川村委員長：それでは、10分間、そうしたら50分まで暫時休憩をしたいと思います。

(休憩)

川村委員長：会議を休憩前に戻したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、休憩中にもいろいろお話があったわけですが、なかなか合併特例区なり、地域自治区なりについての、具体的なイメージがお互いに描けないという面も当然あるわけですが、今日の議論も参考にしていただいて、仕組みですね、例えば特例区であれば、規則でどんなことが定められて、特例区の区の事務としてどんなことが可能なのかというような点をまず一つまとめていただきたいというふうに思うのと、それから、予算的にも一定財源がどのように確保されて、予算的に特例区の予算というような表現になってますけれども、これにどのような形で反映をされていくのかというようなことがある程度出てくると、もう少し具体的な形で特例区がわかりやすいかなという感じもしますので、時間的に間に合えばそんなところのより進んだ提案もしていただきたいというふうに、委員長としては思っております。

ほかに、皆さん方から何か。

はい、どうぞ。

齊藤副委員長：結局この問題、住民自治を促進していくと、そういう大きな柱がありますので、そういう面では多様な住民の意見をどのように反映していくのかということで、協議会の選出方法、これは任命ということが簡単に書いてありますけれどもね、その辺やはりどういうふうな形で、選挙ではないものですから、住民のいろいろな意見が反映されるような選出方法ができるのか。

それと、そういう意見を反映したときに、人数ですよ。それはどれぐらいの人数におおむね置いていくのかという、ここら辺も一定、住民説明会の中では見えるようにしておく必要があるのではないかなというふうに思いますが、そこら辺もあわせてちょっと、方針が持っておられれば教えてもらいたいと思いますし、そこら辺、いかがでしょうか。

今幹事長：協議会の選出方法は、前の例示でいきますと、総務省からの例示でいきますと、例えば町内会、PTA、それからNPOの活動とか、それをやっている人から構成していくのが望ましいのではないかなというふうな、あくまでも例示ですから、そういうような考え方でありました。人数はまだ定かになっておりませんので、これから決めることになるだろうというふうに思っております。

上げてこのところは、議会との関係も十分に出てきます。それはもう無視できないことがありますので、議会と同じような考え方で、今度は議会との、議員との関係が出てきますので、この辺は十分に整理をしてかからなきゃならぬだろうというふうな認識を持っております。

それから、川村委員長からお話がありました点でありますけれども、やはり私どもも正直言いまして、この表を見て議論したのでは恐らく質問も出ないだろうと、正直言いましてね。こんな感じを持っておりまして、したがって、資料のつくり方には本当に工夫を要するなというふうに思っています。

ただ概念的には、住民自治を高めるためにこれをきちとやっていこうと、そして住民自治は権利ですから、与えられる権利でなくて自分たちでつくっていくものですから、それがずっと未来永劫に続いていくと、それは時の情勢によりますからね、そういう土壌をつくっていくのだよというのはわかりますが、それじゃ、何をやるんですかと聞かれたときに、規約で定める事務処理というのは何なんですかということが、ここがわかれば一番具体的にわかって、ああそうか、それじゃこういう仕事を積み重ねながら、今まで役所に全部、これは行政に全部頼むぞと言っていたものが、住民と協働で積み重ねていって未来永劫なものになっていくんだと、こういうふうになりやすくなっていくんだと私は思っているんです。ですから、この規約で定める事務処理を、何をやるかということまで少し具体的にになると、これはかなり住民の方々にもこういう仕事を通して、例えば出ていますコミュニティー事業を通してお互いに、役場任せでなくておれたちも一生懸命頑張れるんだということになってくるのかなと思っていますので、この辺も少しわかりやすい資料づくりが私たちは必要だなというふうに思っています。

富永委員：ちょっと今後の勉強のためにお伺いしておきたいことが一つございますけれども、今のその特区構想において、例えば風連町が諸々の地域としての自治をいろいろ進めるに当たって、お祭りを含めてですね、都市交流も含めて、一定の基金が欲しいと。例えば1億か2億、風連特区自治区に基金をつくって認めてくれと、それを使って地域のコミュニティーをやると、だから名寄市さんどうだというような、もし風連がそういう意見が出てきたときに、そういうことが可能かどうかも含めてちょっと教えてほしいと思います。

今幹事長：新市の市長がどう言うかは別にしまして、これは録音しないでください。

事例がありますのは、浜田市、島根県ですね。その中でやっている例がありまして、あそこは、浜田市を中心にして四つの町村が合併するんだと思いますけれども、やっぱり自治区を設けるんですね。これは全く法律に基づかない独自の自治区を設けているんです。そのところでやはり、今、富永さんおっしゃったような各町村の基金の性格を整理しまして、財調基金だとか、それから減債基金だとかというやつは一定こっちへ置いておくと。それから、地域で独自に積み上げてきた基金ありますね。目的を持って、特目基金と私たち呼んでいる、目的を持って、これは例えば公民館建てるために金を積みましようやというような目的を持って上げた基金、これについて、各町村で今後の自治区の活動にという基金を出したという事例に接しておりますから、それはこれからどういうふうな進みになるか、それは財布のあんばいと相談になりますけれども、事例ではありますですね。

太田委員：今日のこの問題として...、すみません、名寄の太田です。今までいろいろお話を聞かせてもらったわけですが、この風連の特区の問題に終始しておられたわけですが、今、これを見て、名寄の自治区は小学校単位で7区と、7カ所というように載っているわけなんですが、私もこの問題については初めて目にしたわけでございますけれども、これらの考え方はどのような考え方でおられるのか、そこら辺も知っておきたいなと、このように思うわけです。

今幹事長：先ほど福光委員からもご指摘があったとおりなんでありますけれども、実は、まだ明らかにしておりませんでした。名寄市で、私と事務局、理事者も含めて協議をして、名寄市の自治区はどうあるべきかということを一定程度整理をさせてもらいまして、それは恐らく町内会単位ということは、70の町内会がございますから、非常に難しさがあるだろうと。今、名寄の場合、大体町内会単位の活動になっていますけれども、町内会単位を一つに集めて、何ブロックかに分けてその地域の問題を話し合う場が必要だろうと。もちろん町内会が基本でありますけれども、その何ブロックかに分けるのに、小学校単位で市内5校と智恵文、中名寄と、この5校の中に包含される町内会の皆さん方で、ひとつの地域の問題を相談をする場というのは当然必要になってくるだろうと。これをもって住民自治をどう高めていくか、今のままで決して満足、不満足というのはしないんですけれども、まだやりようがあるのではないかと、もう少しやれるのではないかという気持ちも含めまして、そういうふうにご考えてありまして、それを自治区、うちはコミュニティー組織と呼ぼうと、こういうふうにご呼んでありまして、7地域をコミュニティー組織で呼ぼうと、それをあわせて自治区にしようかと、こういうような考え方を持っていますけれども。

まだちょっと具体的に成文化したのものもあるんですけれども、風連と名寄と両方のものをくっとう出した方がいいなと思って、ちょっと今出さないでいる段階であります。

先ほど富永さんからもお話しがありましたけれども、今回のここで結論出すというのは無理だろうと、私たちもそう思っております。ただ、住民説明会にどんな説明をするかという

ことが非常に大きなポイントになりまして、したがって、今まで議論されてきたように風連が特例区を選択しました、名寄は自治区を選択しました、だからこういう大枠で、ここに書かれてあるこれを少し要約しまして、A3の縦長の部分を要約しました分ぐらいの進めになるのかなと。そして、基本は地域自治を高めるためにどうするかということの基本にして、何をやるかということ、ここに例題で出していますように、例題がやれるということの大枠で出していくということで、また住民の方から意見をいただいて、この委員会を、先ほど2回ではだめでないかと、その点なんです。2回、3回、4回と書けばいいのしょうけれども、どのくらいまでに結論を出せるのか、最終的には合併協議会で結論を出していかなくちゃならないというふうに思っております。

したがって、概要の話をしていたものですから、名寄の話は出しそびれたわけでありましてけれども、次の協議会あたりに、本当に名寄の案というのをやっぱりはっきり出していかなくちゃならないだろうと思っております。

川村委員長：本日1回目ということもありまして、今、幹事長が大体まとめていただきましたような、風連町に合併特例区を置き、名寄市に自治法による地域自治区ですか、そんなような、当初の基本方針、富永委員からはいろいろなご意見も出て、また、風連側としてもいろいろ詰める宿題もあるわけでございますけれども、名寄、風連としても、大きな枠でそれぞれに自治区を設けて、それぞれの地域の自治を今以上に高めて新しいまちをつくろうという必要があるということで、確認をさせていただいて、そんな大きな方向を説明会で両市町の住民の皆さんにご説明をしていくと。今日のところはそんななくくりで、余り細かい個別具体論にはなかなかこれ、今日の議論では結論も出ていませんし、触れることはできないのかなというふうに考えますが、そんなまとめのところで、漠然としておりますけれどもいいんでしょうか。補足的に何がございましたら、出していただければと。

佐藤委員：補足じゃないんですが、先ほどもちょっと休憩中にお話ししたとおり、両議会、それから両小委員会ですね、その中でそれぞれやはり結論出る、出ないはともかくとして、議論できる部分だけでも努めてその機会をつくって議論をして、それぞれの考え方を提示し合うという作業をやっていかなければならないのかなというふうに思いますので、本当に時間に追われる作業になるわけですがけれども、そのところもひとつ各委員長の方から確認をしていただければというふうに思います。佐藤です。

川村委員長：どうぞ。

中西事務局次長：事務局の中西です。今の川村委員長の仕切りの中で、規則の中で事務局の方でどの程度のことができるのかぜひ調べてくれということでございました。

先ほどから議論の中にございますとおり、なかなか先例がない部分でございまして、こう

いうことをしたいので、それは規則の中で織り込めるのかという部分ですと、非常に調べやすいんですけども、どこまでできるのかという部分でいきますと、なかなかちょっと事務局としましても正直言ってつらい部分がございます、先例等々、ほかのところの協議会等も含めまして、一応調べるものは調べたいとは思っておりますけれども、その程度でご容赦をいただきたいというのが本音のところでございます。

久保事務局参事：中西次長と関連するお話になるんですけども、実は5月の26日に公布された法律だということで、いろんな書面を探しているんですけども、詳細については政令で定めるというふうなところがありまして、政令はいつ出るんだということで確認をしたところ、11月ぐらいだという話で、これを待っていると合併の協議ができないということもあって、多少予想も含めて説明をさせてもらうというのが現状なんですよ。ですから、中西次長がおっしゃったように、規則はどうなんだというところを詰められると、事務局としてはもうお手上げ状態になってしまうということもありますから、外郭で当座の間協議させていただくという、そういうとらえ方をさせていただかないと、ちょっと事務局としては対応しかねるというふうに、決して逃げているわけではないんですが、これは政令が出ていないという、これは現実的な話ですので、その点について委員長の方でご理解いただきたいというふうに思います。

川村委員長：そういうことであれば、当然中身が具体的にイメージできれば、お互い議論もできていくわけでございますから、別に完成品の規則をお示しいただかなくても、議論は十分できるというふうに考えておりますので、一定程度の整理はお願いしたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

本日、終わる時間は聞いておりませんのでいいのかと思いますが、6番についても今日あれでしょうか。

それでは、6番目ですね。将来の自治の姿についてということで、事務局の方からご説明をいただきたいと思いますが。

久保事務局参事：失礼いたしました。説明は先ほどの中でまとめてさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

川村委員長：一番下の囲みといいますか、自治確立への方向性、将来の姿ということで、事務局に一定程度のまとめをしていただいておりますが、これについて、特にございませうでしょうか。

(「なし」の声)

川村委員長：それでは、もう少し具体的な中身を詰めてから、将来の当然関連もということ、大事なことでございますので、次回以降にこれについてもまた議論をさせていただく場

をつくっていただくということにしたいと思います。

各委員さんから、特にご発言があれば、何かお出しをいただきたいと思いますが。

(「なし」の声)

川村委員長：暫時、それでは休憩します。

(休憩)

川村委員長：休憩前に戻しまして、特にほかにご意見がなければ終わってもいいのでしょうか。何かありますか。その他というか。

今幹事長。

7. その他

今幹事長：23日からの住民説明会には、従来の方針を出させていただきたいと思います。風連は特例区、名寄は自治区ということで出させていただきたいと思います。

また、なるべくそのことがどういうふうになるのかということ、わかりやすくしたいというふうに思っていますけれども、今日のこの表から逸脱するわけにはいきませんので、この範囲内で資料をつくりましてわかりやすくしたいというふうに思っております。

それから、もう少し具体的に案を示さなかったら議論にならないということでもありますから、これにつきましては、住民説明会をくぐった後の、これは委員長、副委員長さんと相談しなきゃなりませんけれども、どこにその資料を、まずは合併協議会全体に出していったらいいのか、あるいは両方の委員会に出していったらいいのか、あるいはまたここが一番先なのかということも含めまして、ちょっと委員長さん、副委員長さんと相談しながら、その資料の扱いについて進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

川村委員長：今後そのような進め方で進めてまいりたいということでございますので、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

川村委員長：それでは、特になければ、今日はこの辺で小委員会閉じさせていただこうと思います。

初めての議論でございましたけれども、熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。